

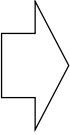
石川県外来医療計画（案）の概要について

- H30の医療法の改正により、国は、新たに「外来医師偏在指標」等を算出し、診療所の地域偏在の是正や医療機器の効率的な活用に取り組むこととし、
- 県は、医療計画の一部として「外来医療計画」を策定し、偏在是正等に向けた取組を実施することとされた。

⇒ 計画期間は、R2年度～R5年度（現行の石川県医療計画（H30.4策定）の計画期間まで）。

1 外来医師偏在指標

- 「人口10万人対診療所医師数」に、地域の医師の年齢や、地域住民の年齢、患者の流出入等を加味し、外来医師偏在指標を算出
- 外来医師偏在指標に基づき、全国335二次医療圏を区分

上位1/3を「外来医師多数区域」  「外来医師多数区域」以外での新規診療所の開業を誘導

[本県の状況]

	診療所医師数	外来医師偏在指標	全国順位	区分
全 国	102,457人	106.3	—	—
南加賀	145人	94.2	191/335	
石川中央	582人	119.0	51/335	外来医師多数区域
能登中部	77人	92.8	202/335	
能登北部	34人	87.8	235/335	

2 診療所の偏在是正に向けた取組

- 既存の診療所の所在地や診療科等の情報を提供し、石川中央医療圏以外での新規開業を誘導
- 石川中央医療圏において新規開業する者に対しては、地域で不足する外来医療機能を担うことを依頼
⇒ R2年度以降、診療所の開業時に訪問診療の実施や初期救急医療等への協力を依頼

3 医療機器の効率的な活用に向けた取組

- CT、MRI、PET、マンモグラフィー、放射線治療機器について、効率的な活用ができるよう、新規購入を検討している者に対し、地域ごとの医療機器の保有状況等を情報提供
- 新規購入（更新含む）の場合、共同利用を促進するため、医療機関から共同利用に係る計画を提出してもらい、地域医療構想調整会議で情報共有